

○ 水産業協同組合法第十一條第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件（平成十八年金融庁・農林水産省告示第十二号）
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一條第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の主務大臣が定める者は、次に掲げる者とする。 〔一・九 略〕	第一条 「同上」 〔一・九 同上〕 〔号を加える。〕
九の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二條第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。） 〔十・十九 略〕	〔一・九 同上〕 〔号を加える。〕
第二条 法第十一條第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 〔一・三 略〕	第二条 「同上」 〔一・三 同上〕 〔号を加える。〕
三の二 前条第九号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二條第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。）の媒介 〔四・五 略〕	〔四・五 同上〕

備考　表中の「」の記載は注記である。